マイナンバー(個人番号)カードの休日交付を行っています!

◇日 ⊪

年内の毎月第2日曜日 午前8時30分から正午まで 平成28年11月13日、12月11日 ※円滑な交付を行うため、上記日程に来庁予定の方は町民課にご連絡ください。

◇場 所

茨城町役場 町民課 1番窓口

◇実施業務

マイナンバー (個人番号) カード交付事務 通知カード交付事務

マイナンバー(個人番号)カードの交付は申請者本人となります。

本人が病気、身体の障害などやむを得ない理由により、来庁することが困難な場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任することができます。委任される場合は本人の来庁が困難であることを証する資料を必ずご持参ください。(◇交付に必要なもの参照)

また、申請者本人が15歳未満若しくは成年被後見人の方については、本人と法定代理人に来庁していただきます。

◇交付に必要なもの

- 1 涌知カード
- 2 交付通知書兼照会書(はがき) (委任される場合は必ず委任欄が記入押印されているもの)
- 3 本人確認書類 (本人のもの、委任される場合は本人および代理人のもの)
- 4 住民基本台帳カード(お持ちの方)
- 5 法定代理人の資格が証明できる書類
- 6 本人の来庁が困難であることを証する資料 (診断書、本人の身体障害者手帳、本人が施設等に入所 している事実を証する書類等)

<交付通知書兼照会書>



本人確認書類について

Aに掲げるものから1点、Aをお持ちでない方はBに掲げるものから2点(原本)お持ちください。 法定代理人、代理人の方についても同様に代理人の方の本人確認書類をお持ちください。

A:住民基本台帳カード(写真付きに限る)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月 1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、 特別永住者証明書等。

(※有効期間があるものについては、その有効期間内のものに限る。)

B:健康保険または介護保険の被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、 預金通帳、医療受給者証等。

【問合せ先】 町民課 ☎ 029-240-7111 (直通)

一旁催告実施中!

税金は、皆さまが安心して暮らしていくための大切な財源です。納期内納付がされずに滞納となると、 様々な行政サービスに支障をきたすことになります。

平成28年度の町税については、下記の税目が納期を過ぎています。納期限後、一定の期間を経過して も納付が無い場合に督促状を送付していますが、まだ納付されていない方もおります。<u>税務課では、滞</u> 納が大きくなる前に自主納付による滞納の解消を促す取組みとして一斉催告を行っております。

<納期を過ぎている町税>

| 税目 (税金の種類) | | | | | | 納 期 (9月30日まで) |
|------------|-----|---|---|---|---|---------------|
| 町 | 県 | | 民 | | 税 | 1期、2期 |
| 固 | 定 | 資 | 産 | | 税 | 1期、2期 |
| 軽 | 自 | 動 | 車 | | 税 | 全期 |
| 国 | 民 健 | 康 | 保 | 険 | 税 | 1期~5期 |

納付方法

納付書裏面記載の町指定の金融機関、または茨城町役場会計課で納付できます。

●納付書の再発行

もし、納付書を紛失した場合、税務課窓口まで来庁いただくか、下記問合せ先へご連絡いただければ再発行できます。

●催告書の指定期日について

催告書が送付された後も納付されない場合は、財産調査や差押などの強制処分の対象となります。 事情により、すぐ納付ができないときは、事前連絡の上、税務課へご相談ください。

●口座振替について

町税の納付は、納付の手間が省け、納め忘れの無い口座振替が便利です。

申込日の翌月末以降の納期から振替開始となります。

納期限を迎えたものに関しては、引落できないのでご注意ください。

ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 収納グループ(6番窓口) ☎ 029-240-7104(直通)

水戸税務署からのお知らせ

「税を考える週間」が始まります

国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、税に関する様々な情報の提供を行い、税務行政に対する理解を深めていただくための広報活動を実施しています。

「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページ内(http://www.nta.go.jp)に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介するほか、ツイッターによる各種情報の発信も行います。ぜひ、この機会に税について考えてみてください。

【問合せ先】水戸税務署 ☎ 029-231-4211



テーブルとエアコンを活用した敬老会

木部西部区では、平成28年 大部西部区では、平成28年 大部西部農村集落センされ、木部西部農村集落センされ、木部西部農村集落センされ、木部西部農村集落センされ、木部西部農村集落センをが、電にテーブルやエアコン等を整備された備品を活用したコミーディ活動の充実を図る予定でティ活動の充実を図る予定でました。開催された備品を活用したコミーディ活動の充実を図る予定でまるに、一般社団法人総合自治を対域活動の充実を図ることに地域社会の健全な発展と住民地域社会の健全な発展と住民の向上に寄与されています。「町民協働課 ロ29-291-8

地域コシュニティ活動の活性化宝くじコシュニティ助成事業